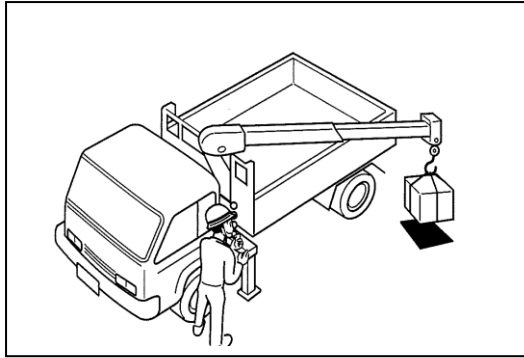


【技能講習】

小型移動式クレーン運転（16時間コース）のご案内



北海道労働局長登録教習機関(北労安教第463号)
(登録有効期間満了日：令和9年5月23日)
一般社団法人 北海道林業機械化協会
札幌市中央区北4条西5丁目1 林業会館4F
(TEL011-251-0708 FAX011-251-0710)

小型移動式クレーンは、つり上げ荷重が1ト以上5ト未満で走行とクレーン操作が可能な移動式クレーンですが、この機械を使用して作業を行う場合は、労働安全衛生法で定められた技能講習を修了した人、又は移動式クレーン運転士免許の資格がなければ従事することはできません。

当協会は、北海道労働局長より登録教習機関としての認可を受け、本講習を実施しております。

なお、受講者が「20時間コース」と合わせて10名程度お集まりの場合には「出張講習」も承っております。開催をご希望の際は、日程等を調整いたしますので、どうぞお気軽にご一報ください。

1 受講資格

次の受講資格を有する人に対し、講習科目の一部免除により実施します。

- (1) クレーン・デリック又は揚貨装置いずれかの運転士免許を有する方
- (2) 玉掛け又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了した方

2 講習カリキュラム（学科10時間・実技6時間）

科目	講習内容	講習時間
学科	・小型移動式クレーンに関する知識 ・小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識 ・関係法令	6時間 3時間 1時間
実技	・小型移動式クレーンの運転	6時間
計	計	16時間

3 講習日程

- ・ 第1日目 学科：7～8時間
- ・ 第2日目 学科：2～3時間 ※学科講習修了後、学科試験を行います。
- ・ // 実技：6時間 ※実技講習修了後、実技試験を行います。

4 受講申込みの手続き

受講申込書(別紙)に必要事項を記入し、次の書類等を添えて当協会まで送付してください。

- (1) 受講資格に該当するいずれかの免許証、修了証の写し
- (2) 写真：6ヶ月以内に撮影した顔写真1枚(縦3cm×横2.5cm裏面に氏名を記入してください。) 上三分身・正面・脱帽のもので背景無地、頭部の上に4mm程度のスペースを確保し、頭頂部がギリギリにならないようご注意ください。
- (3) 受講料：48,000円(税込・教本代込)

5 受講時に持参するもの

- (1) 学科講習には、筆記用具(鉛筆・蛍光ペン)等を持参してください。
- (2) 実技講習には、ヘルメット、皮手、作業靴、雨具(防寒具)等を持参してください。

6 修了証の交付

技能講習の修了試験に合格された方につきましては、後日、当協会より「修了証」を交付します。